

四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式

実現可能性調査業務

企画提案書作成要領

四国中央市

「四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務」 企画提案書作成要領

企画提案書(以下「提案書」という。)は、下記の要領に基づいて作成すること。

なお、提案書各項目について選考の評価を行う。

1 作成にあたっての留意事項

- (1) 提案書には、四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務企画提案実施要領「企画提案選定基準表」の企画提案書評価項目について記載すること。記載順は各項目順に従って、項目番号を付して記載すること。各項目において、評価を行う。
- (2) 用紙サイズはA4判を基本とし、ページ数の制限は設けないが、20分程度で説明できる内容とすること。
- (3) 提案書は、紙媒体11部を提出すること。
- (4) 企画提案を評価する者が、特段の専門的な知識を有していなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとする。
- (5) 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (6) 提案書の内容については、四国中央市可燃ごみ処理施設燃料化処理方式実現可能性調査業務仕様書(以下「仕様書」という。)の内容を十分に踏まえて、提案上限価格の範囲内で行うことを前提として記載すること。オプション等参考として示す場合は【参考】等明示し、混同しないように配慮すること。
- (7) 第2次審査において、提案者名は公表しないため、企画提案書には提案者名を表記しないこと。審査結果通知書(第1次審査)にて、当市が指定する表記(例:○社、△社、□社、…等)を使うこと。